

# 扶桑町こども計画

令和7～11年度

概要版



令和7年3月

扶 桑 町

# 1 計画策定の背景

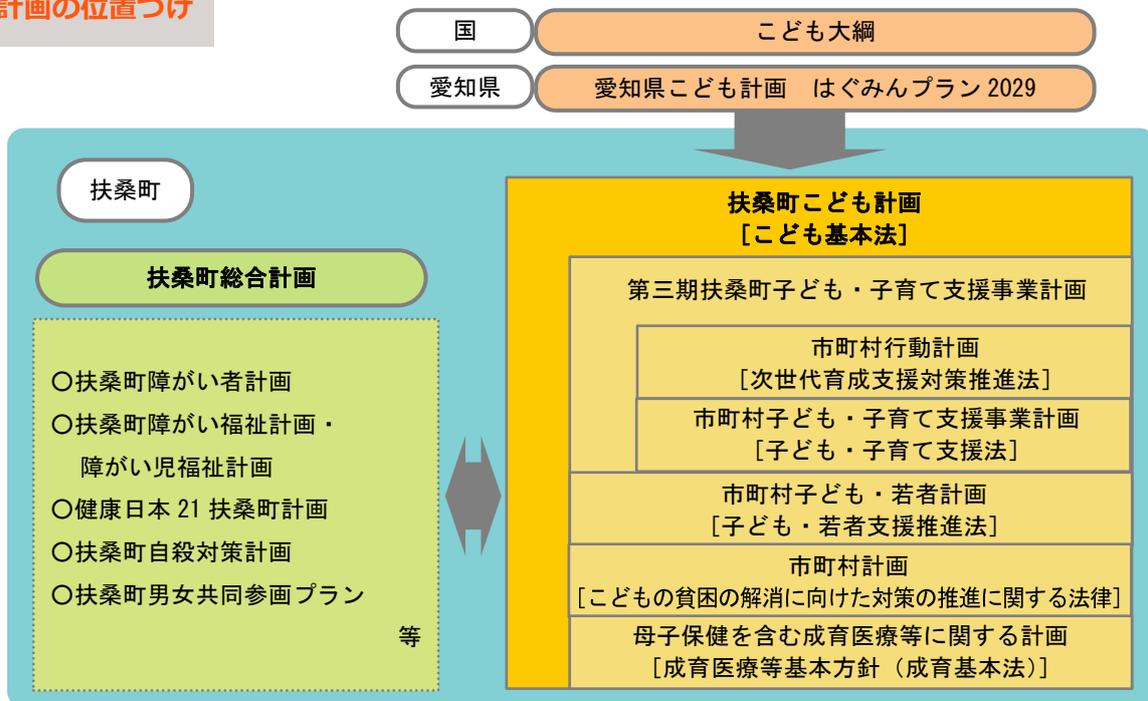
扶桑町では、これまで「第二期扶桑町子ども・子育て支援事業計画」（期間：令和2～6年度）に基づき、子育て家庭の多様な保育・子育て支援ニーズに対応するための子育て支援を進めてきました。

令和5年4月1日、こども基本法が施行され、こどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）を実現するために「市町村こども計画」を作成することが努力義務とされました。

そこで、扶桑町では「第二期扶桑町子ども・子育て支援事業計画」の内容を拡充することにより、「扶桑町こども計画」として策定しました。

# 2 計画の位置づけと計画の期間

## 計画の位置づけ



## 計画の期間

令和7～11年度

# 3 計画の基本的な考え

## 基本理念

みんなで作ろう  
こどもの笑顔が輝くまち

## 基本目標と取組の方向性

### 基本目標 1

### こどもが心身ともに健やかに成長するために

妊娠から出産、乳幼児期に至るまでのきめ細かな母子保健サービスを提供するとともに、小児医療体制の確保に努めます。

また、こどもの発達段階に応じた食に対する配慮、思春期のこどもへの性教育、こころの健康づくりなどに取り組んでいきます。

#### 取組の方向性▶▶▶

- 親子の健康の確保と増進（成育医療等の取組の推進）
- 食育の推進
- 小児医療等の体制の確保
- 思春期の保健対策の充実

### 基本目標 2

### こどもと子育て家庭を支えるために

保護者が自信を持って子育てに取り組むことができるよう、幼児期の教育・保育と子育て支援の充実を図ります。

また、さまざまな不安を受け止められるよう、相談体制等の強化を図ります。

さらに、男女がそれぞれの意思を尊重し、共働き・共育てができるよう、環境を整えていきます。

#### 取組の方向性▶▶▶

- 幼児期の教育・保育の充実
- 地域における子育て支援の充実
- 支援を要するこどもへの対応
- 仕事と生活の調和
- こどもと家族の人権を守るための支援

### 基本目標 3

### こどもが夢や希望を叶えるために

こどもの想像力や豊かな人間性が育まれるよう、地域が一体となって子育て支援を行い、こどもの視点に立ったまちづくりを目指します。

また、一人の住民として、こども・若者が多様な社会活動に参画するとともに、その意見や提案がまちづくりに反映される仕組みをつくっていきます。

#### 取組の方向性▶▶▶

- こどもの健全育成対策の充実
- 教育環境の充実
- 次代の親の育成
- こども・若者の自立支援

### 基本目標 4

### こどもが安心して安全に過ごすために

本町のこどもたちが、ここで働き、家庭をつくり、親となっていくことができるよう、地域住民と行政の協働により安全で安心して暮らせる生活環境を整えていきます。

#### 取組の方向性▶▶▶

- こどもの安全確保
- 子育てに配慮した生活環境の整備

## 4 施策の展開

### 基本目標1 こどもが心身ともに健やかに成長するために

1

#### 親子の健康の確保と増進（成育医療等の取組の推進）

妊娠から出産、子育て期と切れ目のない子育て支援を行い、こどもと親のこころと身体の健康確保に努めるとともに、主体的な健康づくりを推進します。

また、妊娠から子育てにわたり、悩みを持つ人への相談体制の強化に努めます。

#### 施策

##### ① 安全な妊娠と出産への支援

- ミニママクラス（母子健康手帳の交付） ■妊産婦健康診査 ■妊産婦歯科健診 ■ぱぱママクラス
- 一般不妊治療の助成 ■不妊・家族計画相談 ■その他の訪問指導（妊産婦） ■妊婦等への喫煙の害に関する啓発

##### ② 母子の健康の保持と増進

- 乳幼児健康診査 ■訪問事業 ■予防接種の知識の普及と接種勧奨 ■育児相談の実施 ■教室の実施
- こども家庭センターの充実 ■32週コール ■バースデイコール ■養育支援訪問
- 産後ケア事業（宿泊型・デイサービス型・訪問型） ■妊婦のための支援給付交付金

2

#### 食育の推進

こどもが家庭や地域において、よりよい食生活を送れるよう、また、正しい知識を得ることで“食”への関心が高まるよう、さまざまな場面での食育を推進します。

#### 施策

##### ① 家庭・地域における食育

- 食に関する正しい知識の普及 ■「早寝早起き朝ごはん」の推進 ■夏休み親子料理教室の充実

##### ② 保育園・幼稚園、学校における食育

- 保育園における食育の推進 ■学校における食育の推進



3

#### 小児医療等の体制の確保

小児医療をはじめこどもの命・健康を守るための体制を整えるため、小児医療体制の仕組みや相談窓口などの周知を図るとともに、医療関係者などとの連携を図りながら、小児医療体制の充実を推進します。

#### 施策

##### ① 小児医療体制を守るための取組

- 病気と受診に関する知識の普及・啓発 ■電話相談の周知

##### ② 小児医療の充実

- 小児医療体制の確保 ■子ども医療費の助成 ■未熟児養育医療の助成



## 思春期の保健対策の充実

人の生涯において重要な時期である思春期における健康づくりや性に関する基本的な正しい知識の普及、悩みに関する相談・支援体制の充実を図ります。

### 施 策

- ① 性に関する正しい知識の普及
  - 性の尊重に関する教育の推進
  - H I V (エイズ)・性感染症防止対策の充実
  - スクールカウンセリングの充実
- ② 思春期における健康の確保
  - 飲酒・喫煙・薬物乱用防止への教育の推進
  - 歯科保健対策の推進
  - 運動に関する指導の充実

## 基本目標2 こどもと子育て家庭を支えるために

### 幼児期の教育・保育の充実

幼児期の教育・保育は柔軟な対応が求められています。また、将来にわたる人間形成の場として保育園や幼稚園に対する期待が高まっています。こうしたニーズに対応できるよう、こども自身のしあわせを第一に考えながら各種子育て支援サービスの充実を図ります。

### 施 策

- ① 幼児期の教育・保育の充実
  - 幼児期の教育・保育の充実
  - 保育・教育機関の連携
  - 時間外保育（延長保育）の充実
  - 保育施設の充実
  - 幼稚園の預かり保育の充実
  - 休日保育等の充実
  - 「こども誰でも通園制度」の検討
- ② 緊急時における教育・保育の充実
  - 一時預かり事業の充実
  - 病児・病後児保育の充実
  - 子育て短期支援事業（ショートステイ）の周知と拡充
- ③ 経済的支援の充実
  - 保育料の軽減
  - 就学援助費の支給
  - 実費徴収に係る補足給付事業

### 地域における子育て支援の充実

保護者が自己肯定感を持ちながらこどもと向き合える環境を整え、かつ保護者同士や地域住民との交流を通して、子育ての経験や不安を共有でき、誰もが安心して子育てができるよう、身近な地域における子育て支援の充実を図ります。

### 施 策

- ① 情報提供・相談体制の充実
  - 子育て支援ガイドブックの充実
  - インターネットによる情報提供の充実
  - こども家庭センターによる相談支援の充実
  - 教育相談体制の充実
  - 民生委員・児童委員、主任児童委員活動の活性化
  - 地域における相談体制の充実
- ② 地域における子育て拠点の充実
  - 地域子育て支援拠点事業の充実
  - 園庭の開放
- ③ 住民主体の活動支援
  - 子育てサークル等への支援
  - ファミリー・サポート・センター事業の充実

## 3

## 支援を要する子どもへの対応

すべての子どもがいきいきと暮らすことができ、保護者が必要な時に協力を得られ、自立した子育てができるよう、子どもや保護者の個々の状況に応じた、きめ細かな支援を行います。

## 施 策

## ① 障害のある子どもの保育・教育の充実

- 障害児保育の充実 ■発達障害早期発見のための支援 ■児童発達支援事業の充実
- 放課後等デイサービス事業の利用支援 ■障害のある子どもを持つ保護者への支援 ■インクルーシブ教育の充実
- 障害のある子どもへの支援体制の構築

## ② ひとり親家庭の自立支援の充実

- ひとり親家庭の自立支援 ■ひとり親家庭に対する情報提供 ■ひとり親家庭に対する就業支援

## 4

## 仕事と生活の調和

住民一人ひとりが充実した生活を送ることで、企業や社会全体の活力と成長力が高められるよう、男女ともに働くすべての保護者が「仕事」と「生活」の調和のとれた、ゆとりある子育てを推進します。

## 施 策

## ① ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組

- ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発 ■柔軟な就労形態の推進

## ② 子育てと仕事が両立できる環境づくりの促進

- 育児・介護休業制度等の周知 ■再就職のための支援

## ③ 男女共同参画の推進

- 男女共同参画の意識啓発 ■男性の子育て参加の促進 ■男性の育児休業取得の促進



## 5

## 子どもと家族の人権を守るための支援

子どもの健やかな成長のため、すべての住民が人権についての理解を深め、自分自身と他の人の人権を尊重できるような啓発に努めるとともに、子どもと家族の人権を守る体制づくりを進めます。

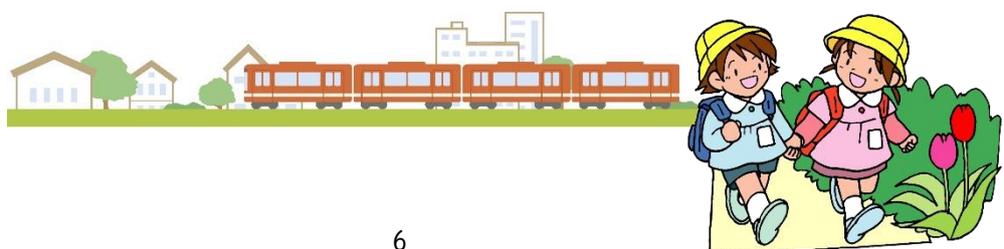
## 施 策

## ① 子どもの人権に関する啓発

- 人権教育の推進

## ② 児童虐待・DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止

- 児童虐待防止ネットワーク会議の充実 ■児童虐待に対する相談の充実 ■児童虐待防止の啓発
- 要保護児童の支援と見守りの充実 ■子ども家庭センターにおける支援の充実



## 基本目標3 こどもが夢や希望を叶えるために

### 1

#### こどもの健全育成対策の充実

こどもたちの問題を解決する力や人を思いやるころを育むため、さまざまな体験や多くの人とのふれあいを通じて、地域ぐるみでこどもの生きる力を育てていけるよう、地域活動や地域に溶け込んだこどもの居場所づくりを推進します。

#### 施策

##### ① 地域活動の推進

- 世代間交流の促進
- 地域学校協働活動の推進
- 子ども会活動の支援
- 総合型地域スポーツクラブの支援
- スポーツ少年団の活性化

##### ② こどもの居場所づくり

- 放課後子ども広場の充実
- 放課後児童クラブと放課後子ども広場の連携
- 地域資源を活用した居場所づくり
- 扶桑町児童センターを活用した居場所づくり
- 放課後児童クラブの充実



### 2

#### 教育環境の充実

基礎的な学力を身につけることはもとより、生きる力と人間性を育むため、学校だけでなく、地域の教育力を活かした教育環境づくりを推進します。また、いじめ・不登校などに対応する教育と相談・支援体制の充実に努めます。

#### 施策

##### ① 学校教育の充実

- 学力の確実な定着
- 体験学習の充実
- 情報モラル教育の充実
- 部活動への支援
- 特色ある学校づくり
- 保育・教育機関の連携（再掲）

### 3

#### 次代の親の育成

親自身も成長し、喜びを感じながら子育てができるよう、親育ちの支援を行います。また、こども・若者が次代の親として、こどもを生き育てることの喜びや意義を感じられるための支援を進めます。

#### 施策

##### ① 親育ちの支援

- 身近な場所での子育て相談等の開催
- 家庭の教育力を高める情報提供
- 子育ておうえん講座の充実
- 地域活動への参加促進

##### ② 次代の親の育成

- 中学生の保育体験の推進



## 子ども・若者の自立支援

本町で生まれ育った子ども・若者が、この地で就労し、自立した家庭生活を送ることができるよう支援していきます。また、子ども・若者が一人の住民として地域活動などさまざまな社会活動に参加しやすい環境を整え、その意見や提案が町政やまちづくりに反映される仕組みを創出します。

### 施 策

#### ① 子ども・若者の自立支援

- 若者の就労意識の高揚
- 若者の就労支援
- キャリア教育の推進

#### ② 若者の移住・定住支援

- 町内への移住・定住の促進
- 若者世帯や子育て世帯の町内への定住と長期優良住宅の普及の促進
- シティプロモーションの推進

#### ③ 子ども・若者の意見を取り入れたまちづくり

- 子ども・若者の意見の聴取



## 基本目標4 子どもが安心して安全に過ごすために

## 1

### こどもの安全確保

子どもが安心して外出でき、のびのびと活動できるよう、地域が一体となってこどもの安全を見守る体制を強化します。また、犯罪や災害、交通事故等における安全教育を推進します。

### 施 策

#### ① 子どもを犯罪から守る仕組みづくり

- スクールガードによる見守り体制の強化
- 緊急避難所の充実
- 情報モラル教育の充実

#### ② 子どもを災害・交通事故から守る仕組みづくり

- 交通安全教育の充実
- 防災教育の推進
- 街路灯の整備

## 2

### 子育てに配慮した生活環境の整備

すべての子どもと親が安心して暮らせる「ゆとりある空間」の創造は、次の時代を担う子どもたちに必要な投資です。こうした視点から、すべての子どもや子育て家庭にやさしい生活環境の整備に努めます。

### 施 策

#### ① 良好な住環境の整備

- 福祉向け県営住宅に関する情報提供

#### ② 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

- ユニバーサルデザインの推進
- 子どもに配慮した空間整備
- 安全な歩行空間の確保
- 乳幼児、妊産婦に配慮した福祉避難所の開設

●保育園・幼稚園などの教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の各事業量を、推計子ども数と、アンケート調査によって把握した保護者の就労状況、各サービス等の利用意向をもとに算出しました。これをもとに、子ども数やニーズの変化など扶桑町の子育て環境に適切に対応し、サービス量を確保していきます。

発行 扶桑町  
編集 教育部 子ども課

TEL 0587-92-4128  
FAX 0587-93-2034